

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会の平成7年8月4日に設置され、第134回国会において3年間にわたる調査テーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。第1年目はアジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸に、また第2年目にはアジア太平洋地域における安全保障について調査を進めるとともに、アジア太平洋地域の経済と経済協力についても調査を行った。

第3年目は第141回国会以降アジア太平洋地域の安全保障及びアジア太平洋地域の経済と経済協力について調査を行って来たが、3年間の取りまとめとなった今国会は、アジア太平洋地域の政治・安全保障及び経済の両面について日本の果たす役割について2月4日に宮崎勇参考人（大和総研特別顧問）及び寺島実郎参考人（三井物産総合情報室長）、同25日には岡部達味参考人（専修大学教授）及び小島明参考人（日本経済新聞論説主幹）から意見を聴取し、質疑を行い、3月11日及び4月20日には委員間の意見交換を行った。

また、4月15日には、当調査会の下に設置した対外経済協力に関する小委員長の報告を聴取し、同報告に基づく委員間の意見交換を行った。

以上をもとに6月3日、「アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応」、「アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応」、「21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方」を柱とし、30項目の提言を盛り込んだ国際問題に関する調査報告を取りまとめ議長に提出するとともに、同9日、本会議において、調査会長が口頭報告を行った。

このほか、本調査会では第141回国会に引き続き、長期的視野に立ち対外経済協力の在り方等について調査するため、1月29日の調査会において「対外経済協力に関する小委員会」（板垣正小委員長）を設置した。小委員会では「21世紀に向けたODAの在り方」について3月9日及び15日に小委員間の意見交換を行ったほか、大島賢三外務省経済協力局長から説明を、杉下恒夫参考人（読売新聞解説部次長）から意見を聴取し、質疑を行った。小委員会は4月8日に「最終報告に向けた取りまとめ」について小委員間の意見交換を行い、同15日、20項目の提言を盛り込んだ調査報告書を調査会長に提出し、同日の調査会において小委員長が報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人に対する質疑、委員間の意見交換等の概要は次のとおりである。

1. 参考人質疑

アジアの経済危機がアジアの安全保障に与える影響、紛争予防外交の進め方、我が国の財政構造改革の進め方、エネルギー安全保障の方向性、APEC（アジア太平洋経済協力）による貿易投資の自由化の推進の妥当性、新ガイドラインと日米中のトライアン

グルの関係、日米中トライアングル強化に際しての日本の役割、日本と中国の信頼関係形成の方向性、日本がアメリカの抑止となる外交戦略のイメージ、IMFのアジア支援策の妥当性、アジアにおける集団安全保障構築の努力、紛争の平和的な解決の方途、朝鮮半島の六者会談の見通し、人口・食糧・環境・エネルギー等中長期的な課題に対する日本の中長期的な戦略、憲法9条の見方、民主化と経済発展の関係等について質疑を行った。

2. 委員間の意見交換

(1) アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応

アジア太平洋地域の政治・安全保障情勢に関する将来展望も含めた情勢認識については、域内の対話、協調の流れが生まれているが、冷戦体制清算の過渡的段階にあり、不安定・不透明な要素が存在しているとの意見、21世紀を見つめたアジア太平洋の安定と日本の役割を考える場合日米中トライアングルの視点と朝鮮半島の安定が重要であるとの意見、協調的な発展、安定の確保を基本的な理念としつつも最終的にはバランス・オブ・パワーが補完すべきであるとの意見等が示された。

我が国の安全保障の在り方については、アジアに集団安全保障体制を作るにしても日米同盟等二国間の同盟により各国が自らの安全を確保するシステムを取り除くことはできないとの意見、日米安保条約をなくし、アジアに非核・非同盟の方向を強めるべきであるとの意見、集団的自衛権についても見直し、国際的な平和維持活動、PKO活動等にも積極的な役割を果たすべきであるとの意見、新ガイドライン関連法案は国会承認とすべきであるとの意見、予防外交を推進するとともに、ポスト冷戦期の平和の構築を進めていく上で国際貢献のための包括的な外交戦略を打ち立てることが重要であるとの意見等が示された。

A S E A N地域フォーラム等の場で行われているアジア太平洋地域の安全保障対話、信頼醸成措置と言った多国間の安全保障の取組と我が国の対応等については、これに積極的に参画し、A S E A Nの安定的発展をともに進めるべきであるとの見解、朝鮮半島の平和統一の枠組みも見据えて、北東アジアにおける安全保障対話とその機構化につき具体的な提言を試みるべきであるとの見解が示された。

また、日米中露の四極の一つとして日本は特に米国と協力しながら地域の安定化あるいは地域の持続的発展のための推進役としての責務を有するとの意見も表明された。

(2) アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応

最近の通貨・金融情勢を含むアジア太平洋地域の経済情勢に対する認識については、アジアの経済危機はドル・ペッグ制のマイナス面が顕在化したものであるとの意見、アジア経済の発展の基盤は存在しており今後も発展を続けていくとの意見等が示された。

A P E C等の場で行われている貿易・投資、経済・技術協力の地域協力に対する我が国の対応については、我が国はA P E Cにおける地域協力を積極的に貢献すべきであるとの意見、民間直接投資が果たす役割の重要性に鑑みて多数国間投資保証機関への経済援助を継続していくことが必要であるとの意見等が示された。

最近のアジア経済の困難な状況への我が国の対応等、アジア太平洋地域が安定的

な経済発展を維持していくための我が国の対応策については、日本の景気回復が必要であるとの意見、国際的投機に対する共同規制を作り出すことが必要であるとの意見、IMFの支援基準をアジアに直接適用することの妥当性への疑義とIMFの改革を含めた日本の努力の必要性について意見等が示された。

また、人口・食糧・環境・エネルギー等の中・長期的な諸課題に対し、日本ならではのソフトパワーの発揮に努めるべきであるとの意見、人的・知的交流等ソフト面において我が国が果たす役割について、アジアの人材養成を行うことが必要であるとの意見、科学技術を通じて世界に貢献すべきであるとの意見、文化、教育と言った非軍事的あるいは人道的な協力と言った形での貢献をすべきであるとの意見等が示された。

(3) 21世紀に向けた我が国の対外経済協力の在り方

21世紀に向けたODAの在り方について、対外経済協力に関する小委員会の報告書を基に行った自由討議では、提言を含む報告を調査会の報告書に取り込んでいくことで共通の認識が形成された。

3. 対外経済協力に関する小委員会

小委員会においては政府開発援助が現在大きな転換期を迎えていることを背景に21世紀に向けたODAの在り方について次の通り調査を行った。

(1) ODAの理念

被援助国の国民の立場に立ち、人道的立場を重視する援助の重要性、人道主義と同時に外交政策の重要な柱の一つとして日本の国益、世界の安定に結びつける援助の重要性等について議論を行い、ODA大綱策定後の地球環境問題の深刻化等の新たな動きに対応して、ODA大綱の見直しに着手すべきであることなど提言を行った。

(2) ODAの在り方

ODAの量の確保と質の向上、多国間援助と二国間援助など各援助形態のバランス、援助案件の形成過程、援助実施体制などについて議論を行い、国民参加型援助の推進を強化すること、援助実施体制について一元化の方向で見直しに向けて検討に着手すべきこと、国別援助計画を策定することなどの提言を行った。

(3) ODAと国会との関わり

意見交換を通じてODAに対する国会の関与を強め、政治のリーダーシップを発揮すべきであるとの方向で共通の認識が形成され、ODA関係資料の内容の充実と議院又は委員会への提出、委員会審査の充実などをはじめとして、国会のODAに対する恒常的な関与の拡充強化が図られるべきであるとの提言を行った。

さらにODA基本法の制定については、国会で具体的に踏み込んだ議論をすべき時期に至っているとの一致した認識のもと、多くの小委員から、国民のODAに対する意識を高め、日本型のODA実施の決意を発信する上でも理念法であっても基本法が必要である、国会の関与を強め、実施体制の一元化を行うためにも基本法の制定が必要である、理念、基本原則を明確にすると共に政府から年次報告の国会提出を求めてODAの透明性を高めるべきである等積極論が展開された一方、基本法の必要性については十分理解し得るが、現段階では審議の充実等国会の関与の強化

の方がODA政策全体から見てベターであるとの意見も示された。

以上の議論を踏まえ、国会とODAとの関わりを更に明確化していくため、国際協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告、NGOとの連携の強化、国際開発協力に携わる人材の育成・確保から成るODA基本法案の骨子を基本法の立法化に向けてのたたき台として提起することを提言した。

(2) 調査会経過

○平成10年1月29日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 対外経済協力に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

○平成10年2月4日（水）（第2回）

- アジア太平洋地域の安定と日本の役割について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

大和総研特別顧問

宮崎 勇君

三井物産総合情報室長

寺島 実郎君

○平成10年2月25日（水）（第3回）

- アジア太平洋地域の安定と日本の役割について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

専修大学教授

岡部 達味君

日本経済新聞論説主幹

小島 明君

○平成10年3月11日（水）（第4回）

- アジア太平洋地域の安定と日本の役割について意見の交換を行った。

○平成10年4月15日（水）（第5回）

- 対外経済協力に関する件について対外経済協力に関する小委員長板垣正君から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成10年4月20日（月）（第6回）

- アジア太平洋地域の安定と日本の役割について意見の交換を行った。

○平成10年6月3日（水）（第7回）

- 国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

【対外経済協力に関する小委員会】

○平成10年2月27日（金）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「対外経済協力に関する件」のうち、21世紀に向けたODAの在り方について政府委員から説明を聴き、参考人読売新聞解説部次長杉下恒夫君から意見を聴いた後、同参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年3月9日（月）（第2回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年3月16日（月）（第3回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年4月8日（水）（第4回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。
- 対外経済協力に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成7年8月4日に設置され、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のテーマの下、調査を進めてきた。去る6月3日、3年間にわたる調査を踏まえ、30の提言を含む調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応

アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識を踏まえ、我が国の安全保障、日米安保体制、同地域における多国間の安全保障等について調査を行い、次の提言を行った。

- (1) 平和構築のプロセスに向けた包括的な外交方策の樹立に努め、国連の平和維持活動への対応、復旧・復興への支援、ODAの活用の連携について検討を深めるべきである。
- (2) アジア太平洋地域において核軍縮・核廃絶を始め、軍備管理・軍縮の推進に一層努力するとともに、兵器移転の透明性の向上、相互の信頼感の醸成を図るべきである。
- (3) アジア太平洋地域の安定に向けた諸国間の取組を推進するため、政府、議会、民間団体、研究者等の多層的な協力・交流を一層促進すべきである。

(4) 北東アジア地域における信頼醸成、地域の安定に向けた取組を推進するため、関係各国の幅広い安全保障対話を促進するよう努めるべきである。

2 アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応

広くアジア太平洋地域の安定と繁栄に資する観点から、経済を中心とする分野における協調・協力、人口・食糧・環境・エネルギー等の中長期的な諸課題への対処、人的・知的交流を通じた相互理解の増進等に向けた取組に対して、我が国がどのような役割を果たすべきかについて調査を進め、次の提言を行った。

(1) 日本経済の活性化を図るとともに、アジア地域との貿易・投資の促進、経済社会基盤の整備を図る等、同地域の安定的な経済発展の持続に資するよう一層努力すべきである。

(2) アジア地域の安定的な経済発展を持続するため、金融・経済問題の克服、金融・資本市場の透明性の改善に対する支援に一層努めるべきである。

(3) アジア太平洋地域において、人的・知的交流を推進し、同地域の抱える諸問題の共同研究を行うほか、インターネット等を活用した専門教育等を通じて知的交流の拠点となる「アジア太平洋大学（仮称）」の創設を検討すべきである。

(4) 我が国への留学を魅力あるものとするため、受入れ体制を整備するなど、安定した留学生生活基盤の確立が図られるよう関係経費の増額等に格段の努力を払うべきである。

3 21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方

アジア太平洋地域の経済発展に役割を果たした我が国のODAが大きな転換期を迎えていることにかんがみ、対外経済協力に関する小委員会を設置するなど、21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方について、国民参加型援助の推進、ODAに対する国会の関与強化等の視点から調査を進め、次の提言を行った。

(1) ODA大綱の策定後における地球環境問題等の深刻化、地雷除去対策の必要性等の新たな動きに対応し、大綱の見直しの検討に着手すべきである。

(2) 国別援助方針の内容をより充実させ国別援助計画の策定・公表を図るべきである。

(3) 援助実施体制について一元化の方向で見直しの検討に着手するとともに、現地機関への権限の委譲、援助実施要員の着実な増員に努めるべきである。

(4) NGO等との連携の強化を図る等国民参加型援助の推進を強化すべきである。

(5) 援助案件の事後評価、評価結果のフィードバック体制の確立、国会議員、有識者、NGO、諸外国専門家等による第三者評価の充実等、援助評価活動の充実を図るべきである。

(6) 国別、地域別の専門家を始め開発協力を携わる人材の育成・確保・活用を図るとともに、開発協力研究機関の拡充に努めるべきである。

(7) ODA関係資料の内容充実と議院又は委員会への提出、委員会審査の充実、議員のODA案件の視察等国会のODAに対する恒常的な関与の拡充強化を図るべきである。

(8) 国際開発協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告、NGOとの連携の強化、国際開発協力を携わる人材の育成・確保から成るODA基本法案の骨子を提起する。